

令和 8 年度
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項【農業振興分野】

『農村共創リーディング・プロジェクト』

1 募集の目的

肝付町は、鹿児島県大隅半島の東側に位置する農林水産業を主産業とする地域で、「はやぶさ・イプシロン」等のロケット打ち上げで注目を集める内之浦宇宙空間観測所を有する町です。私たちの町（地域）を将来にわたって持続・発展させるために、地域外の人材を積極的に受け入れることにより、地域の元気づくり・地域活性化の新たな展開を期待しています。

今回は肝付町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年2月16日告示第22号、以下「要綱」といいます）に基づき、新規就農などの担い手づくりや農業生産を維持・発展させ、農村コミュニティを支える中心的な役割を担う人材を確保することにより、農業振興と地域活性化をめざすとともに、農業で自立をめざす方を支援するため、農業ヘルパー地域おこし協力隊(農業支援員)を募集します。

2 主な活動内容

1	地域の担い手に係る活動 ・ 農家での農業体験研修をして適正を確認する （イメージとのミスマッチを防ぐ） ・ 農家の繁忙期にスキマバイトサービスを利用した支援 ・ 営農技術修得のため農家への農産物ごとのローテーション巡回 など
2	将来の独立就農へ必要な資格・技能・知識の取得に係る活動 ・ 農業関係団体や地域の就労者との連携、調整 ・ 町が指定する機関での講習・研修等への参加 ・ 農業用機械の操作免許取得 など
3	その他、目的達成に資する活動 ・ 毎月の活動報告書の提出、年間報告書の作成 ・ 居住する地域の一員として地域活動にも積極的に参加 など

3 応募の条件

応募資格 （応募する全ての方が満たす必要があります。）	・ 三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県をいう）または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方 ・ 採用後、生活の拠点を肝付町に移すとともに肝付町に住民票を異動することができる方 ・ 任期終了後も肝付町に居住する意向のある方 ・ 概ね18歳以上50歳未満の方 ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当しない方 ・ 普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方 ・ パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方
--------------------------------	---

求める人物像	・ 地方創生、地方活性化に関心がある方 ・ 暑さや寒さ、雨や虫など自然とともに生活する喜びを感じられる方 ・ 地域住民や企業、関係団体と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・ 肝付町に定住してプロジェクトを継続する意思がある方 ・ 起業や事業化を目指し、意欲的に取り組む意思がある方 ・ 地道に努力する忍耐力や自然に対する好奇心と探究心がある方
--------	--

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

肝付町の会計年度任用職員として肝付町長が任用します。

任用期間は、令和8年度の任用日から令和9年3月31日までとします。ただし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、任期の通算が3年を超えない範囲で再任が可能です。

6 報酬

207,900円/月 （別途、期末勤勉手当を6月と12月に支給）

7 勤務条件

勤務地	・ 主に肝付町内とします。 ・ デスクは農業振興課に設置予定です。 ・ 研修等のため肝付町外で活動をすることもあります。	
勤務時間	8:30～17:00（うち1時間休憩） ただし、業務内容によって週37時間30分以内の範囲で変動する場合があります。	
活動日数	1か月当たり21日程度	
休日・休暇	土曜、日曜、祝日 ・ イベントや研修等で休日の活動が発生する場合は、活動時間の振替にて調整となります。 ・ 年次有給休暇を利用することができます。 ・ 夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・ 契約はご自身で行っていただきますが、家賃は予算の範囲内で支援します。 ・ 住居に係る光熱水道費等は自己負担とします。 ・ 引っ越し旅費や転居に係る費用については自己負担とします。
	活動経費	・ 携帯電話、ネット環境等の通信費は自己負担とします。 ・ 活動には自家用車又は公用車をご利用いただきます。 ・ 活動に係る燃料費は予算の範囲内で支援します。 ・ その他、活動のために必要な消耗品費や研修費等については予算の範囲内で支援します。

	社会保険	・健康保険（共済保険） ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入
	兼業	・可（ただし町の確認が必要）
	その他	・携帯電話は自己所有の物をご利用いただきます。 ・通勤等の日常生活では自家用車をご利用いただきます。

8 提出書類・選考の方法

（１）提出書類

応募時

- ・肝付町地域おこし協力隊応募用紙 ：様式指定
- ・レポート ：様式指定

最終面接時

- ・現住所の住民票 ：3ヶ月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し ：表面・裏面

応募用紙の送付先

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地
肝付町役場 企画調整課 企画調整第一係

（２）選考方法

①応募書類の受付	・必要書類を送付いただいて、正式に応募したものとします。
②書類選考	・応募書類等をもとに選考を行います。
③一次面接（WEB）	・書類選考合格者を対象に、担当者とWEB面接を行います。
④最終面接（現地）	・一次面接合格者を対象に、肝付町内にて面接を行います。 ・実施場所や日程等の詳細については、一次面接選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。 ・面接時には必要書類を持参いただきます。 ※交通費等に関しては自己負担とします。
⑤最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。

9 任用時期

令和8年4月1日以降（町と内定者との相談のうえ決定）

10 担当課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富98
肝付町役場 企画調整課 企画調整第一係
電話：0994-65-8422 FAX：0994-65-2587
メール：kikaku@town.kimotsuki.lg.jp
※ご質問等はメールよりお願いします。